

交野市避難行動要支援者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の10から第49条の17まで及び交野市地域防災計画の規定に基づき、災害時において自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象とし、避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の作成による災害時における安否確認、避難の支援など避難行動要支援者支援事業（以下「事業」という。）を推進することを目的とする。なお、事業の愛称を「おりひめ支え愛プロジェクト」とする。

(本事業の関係者等)

第2条 事業は、別表に掲げる地区（以下「地区」という。）ごとに実施するものとし、地区の区長、役員、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、消防団、交野市社会福祉協議会、福祉サービス事業者等を事業の実施に携わる関係者（以下「事業の関係者」という。）とする。

2 市は、事業の実施にあたって、事業の関係者と連携するとともに、必要な支援に努めるものとする。

(本事業の内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の整備
- (2) 個別避難計画（以下「計画」という。）の作成
- (3) 名簿及び計画を活用した災害時における安否確認及び避難の支援

2 前項の事業の実効性を確保するため、次の各号の取り組みに努めるものとする。

- (1) 見守り活動の推進
- (2) 防災マップの作成
- (3) 避難訓練の実施
- (4) その他事業の目的を踏まえた必要な取り組み

3 名簿及び計画の情報は、緊急時や救急救命時に必要に応じて活用できるものとする。

(本事業の実施期間)

第4条 事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(秘密の保持)

第5条 事業の関係者は、事業の実施にあたり、知り得た情報について事業の目的以外に使用すること及びその秘密を漏らすことをしてはならない。また、事業の関係者を退任した後も同様とする。

(情報の管理)

第6条 地区は、名簿の登録・変更票（以下「登録・変更票」という。）を受け取ったときは、速やかに市長に対し適切な方法により提出するものとする。

- 2 市長は、登録・変更票を受理したときは、速やかに消防本部（、交野市社会福祉協議会）、その他事業の関係者に対し定められた情報を適切な方法により提供するものとする。
- 3 前2項の規定は、計画を作成したときも同様とする。
- 4 名簿及び計画の情報については、事業の実施にあたり必要な範囲内で使用しなければならない。
- 5 地区における名簿及び計画の情報の管理者は、当該地区の区長とする。
- 6 市と前項に規定する管理者は、名簿及び計画の情報を適切に管理するため、協定書を締結するものとする。

（名簿及び計画の更新）

第7条 市長は、必要に応じて、住民基本台帳との突合による名簿及び計画の更新を行うものとする。

（実施報告）

第8条 市長は、必要に応じて、地区に対し事業の実施について報告を求めることができる。

- 2 地区は、前項の報告の求めがあったときは、速やかに必要な関係書類を添えて報告するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 災害時要援護者支援システム構築に係るモデル事業実施要綱（以下「モデル事業要綱」という。）

第4条本文中の第3期対象地区については、従前のおりとする。なお、モデル事業要綱については、平成26年10月31日をもって廃止とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

1	青 山
2	天野が原町
3	幾 野
4	梅 が 枝
5	駅 前 住 宅
6	私 市
7	私 市 山 手
8	私 部
9	倉 治
10	郡 津
11	寺
12	南 星 台
13	浜 の 池
14	藤 が 尾
15	傍 示
16	星 田
17	星 田 西
18	星 田 山 手
19	松 塚
20	妙 見 坂
21	妙 見 東
22	向 井 田
23	森